

様式第8号の1の1（第7条関係）

防火管理に関する講習会受講申込書

令和 年 月 日

深川地区消防組合消防長 様

申込者 住所

氏名 ㊟

TEL ()

下記のとおり防火管理者の講習を受けたいので申請します。

防対象 火物	所在地	
	名称	
受講者	ふりがな 氏名 生年月日	S H 年 月 日生
	住所	
	職務上の地位	
	学歴	
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 職務上の地位は、総務部長、庶務課長、店主、支配人、労務係長等具体的に記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

令和2年度甲種防火管理新規講習のご案内

～深川地区消防組合～

消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格講習を次のとおり開催します。

- 1 講習種別 甲種防火管理新規講習
- 2 講習日時 令和2年9月17日（木）・18日（金）の2日間
1日目 9時00分～16時00分
2日目 9時00分～14時00分
※受付は両日とも8時55分まで
- 3 定員 35名（受付期間内でも申込者が定員になり次第締め切ります。）
- 4 講習場所 深川消防総合庁舎 3階講堂（深川市8条10番20号）
- 5 申込方法 防火管理に関する講習会受講申込書（様式第8号の1の1）に必要事項を記入し、申込み先へ持参してください。（裏面参照）
申込み時に受講票をお渡しいたします。
尚、郵送による申し込みはできません。
（申込書は深川市ホームページよりダウンロードできます）
- 5 申込期間 令和2年8月3日（月）から令和2年8月31日（月）
- 6 受講料 3,500円
※講習初日の受付時に納入して頂きますので、なるべく釣銭のないようご持参願います。なお、納入後の受講料は返還できませんのでご承知おき下さい。
- 7 その他 (1) 講習当日は、受講票、筆記用具、印鑑をご持参ください。
印鑑は修了証交付時（2日目）に使用します。
(2) 遅刻、途中退席等された場合は修了証の交付は出来ません。
(3) 受講中、携帯電話の使用は認めません。
(4) 車でお越しの方は、職員の指示に従い整然と駐車するようお願いいたします。なお、駐車場内での事故等には一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。
(5) 防火管理者の選任にあっては、防火管理上必要な業務を適正に遂行することのできる管理的又は監督的地位にある者を努めて選任するよう指導しています。

【裏面もご確認ください】

◆◆◆ 申 込・お問い合わせ先 ◆◆◆

深川消防署予防課予防係 TEL 0164-22-2814
(深川市8条10番20号 深川消防総合庁舎1F)

新型コロナウイルス感染症の感染の広がりが懸念されておりますことから
受講される皆様には以下についてご協力をお願いいたします。

- マスクのご持参・ご着用、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いいたします。
- 発熱や咳などの顕著な症状がある場合は、受講をお控えいただくようお願いいたします。
- 受講を見合わせる場合には必ずご連絡をお願いいたします。

《《防火管理者を選任しなければならない防火対象物》》

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が10人以上

【政令別表第1】6項ロ、16項イ（16項イについては6項ロの用途が存するもの）

例：避難が困難な要介護者が主として入所する老人ホーム、認知症高齢者グループホーム
救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設など

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が30人以上

【政令別表第1】1項～4項、5項イ、6項イ・ハ・ニ、9項イ、16項イ

（16項イについては6項ロの用途が存するものを除きます）

例：集会場、カラオケボックス、飲食店、物販店、ホテル、病院など、不特定多数の
来客が想定される施設

○非特定防火対象物 建物全体の収容人員が50人以上

【政令別表第1】5項ロ、7項、8項、9項ロ、10項～15項、16項ロ、17項

例：下宿、共同住宅、学校、図書館、博物館、事務所、工場など、特定防火対象物に
当てはまらない事業所